リ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止して保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	三百九十三万六千円	三百九十三万五千円
ヌ　イ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者	八百四十万八千四百円	八百四十万七千五百円
ル　ロ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者	八百七十八万五百円	八百七十七万九千五百円
ヲ　ハ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者	百六十五万八千七百円	百六十五万七千七百円
ワ　ニ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者	百七十五万千百円	百七十五万百円
カ　ホ及びリの認定を同時に受けようとする者	五百六十四万七千四百円	五百六十四万六千五百円
ヨ　ヘ及びリの認定を同時に受けようとする者	五百九十一万九千三百円	五百九十一万八千三百円

附　則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十一号

ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表六の項上欄に掲げる者について、法第三十四条の五第二項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条の三各号に該当するかどうかの審査に際し追加の調査が必要となつた場合において、当該調査に関して同表六の項下欄に定める金額を超える特別の費用を要したときは、当該金額に当該調査に要した実費の範囲内で経済産業大臣が定める額を加えた額とする。

第一項の表に次のように加える。

五　法第三十四条の二、第七十一条の二、第八十四条の二又は第百四条の二の認定を受けようとする者	百二十八万二千円
六　前項に規定する認定の更新を受けようとする者	四十七万四千円

第二項中「「二千四百円」を「二千四百円」と、「百二十八万二千円」とあるのは「百二十八万千円」と、「四十七万四千円」とあるのは「四十七万三千円」に改める。

附　則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第三項並びに第二十二条三項及び第四項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第八項の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司